

岐阜・ 育二二 の四	平成二 十二年 七月六 日	育種母 樹林	スギ (無花粉)	郡上市白鳥町中津屋 字上野一三七二 三	○・〇一	岐阜県岐 阜市数田 南二丁目 一番一号
岐阜・ 育二二 の三	平成二 十二年 七月六 日	育種母 樹林	アカマツ (マツノザ イセンチュ ウ抵抗性)	郡上市白鳥町中津屋 字上野一三七二 三	○・一七	岐阜県岐 阜市数田 南二丁目 一番一号
岐阜・ 育二二 の二	平成二 十二年 七月六 日	育種母 樹林	スギ (少花粉)	郡上市白鳥町中津屋 字上野一三七二 三	○・二〇	岐阜県岐 阜市数田 南二丁目 一番一号

岐阜県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市八幡町那比字二間手六五〇九の八、六五二〇の一、六五二〇の三、六五二〇の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町春日美東字品又三八八九の七七、三八八九の七八、三八八九の八七、三八八九の一〇四、三八八九の二一一
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

平成二十一年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十二条の二第二項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成二十一年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十二年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

「社団法人全国公営住宅火災共済機構平成21年度経営状況公告」

1 事業実績		
加入都道府県市区町村会員数		688
加入戸数	881,650 戸	
共済委託契約金額	7,868,731,286,000 円	
火災共済掛金	1,066,939,000 円	
被災戸数	242 戸	
火災共済給付金	283,274,000 円	
特定給付金	16,644,000 円	
復興建築助成戸数	126 戸	
復興建築助成金	61,551,000 円	
住宅災害見舞戸数	641 戸	
住宅災害見舞金	37,740,000 円	
住宅防火施設整備補助会員数	211	
住宅防火施設整備補助金	107,891,000 円	
2 貸借対照表(平成22年3月31日現在)		
資産の部		

1 流動資産 687,983,000 円

2 固定資産

特定資産

異常危険準備金資産

その他特定資産

その他固定資産

資産合計

負債の部

1 流動負債

2 固定負債

負債合計

正味財産の部

正味財産合計

負債及び正味財産合計

2,913,967,000 円

1,702,454,000 円

366,320,000 円

5,670,724,000 円

609,680,000 円

3,042,682,000 円

3,652,362,000 円

2,018,362,000 円

5,670,724,000 円

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たかみスポーツクラブ

三 代表者の氏名 岡田 治雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市高木一六七五番地

五 定款に記載された目的 本法人は、「いつでもどこでも、だれもが、いつでも気軽にスポーツ・文化活動に参加できる環境づくり」を活動理念として、地域住民に対してスポーツ活動及び

文化の振興に関する事業を行い、青少年の健全育成と多

世代交流を図るとともに「スポーツ・文化のまちづくり」に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期月日
エール調剤薬局 宮前店	中津川市宮前町七七六一	精神通院	平成二三・七一
プラス薬局 河渡店	岐阜市河渡三一五八二	精神通院	平成二三・七一
ピノキオ薬局 三笠店	岐阜市三笠町一九二	精神通院	平成二三・七一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科	自立支援医療の種類	変更年月日

（薬局）

林医院	可児市帷子新町二二九	精神科、心療内科、児童精神科	精神通院	平成三三・六・二
医療法人 守田クリニック	大垣市林町四五七	神経科	精神通院	平成三三・五・三
ラフダイイチ東薬局	大垣市東町一一一	自立支援医療の種類	精神通院	平成三三・六・三

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五条第二項の規定により公示します。

平成二十二年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 試験を実施する免許職種
規則別表第十一に掲げる免許職種
- 二 試験の科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
受験資格
- 三 職業能力開発促進法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者、ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限りません。
なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。
1 成年被後見人又は被保佐人
2 禁錮以上の刑に処せられた者
3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成二十二年十月十三日(水)

岐阜市学園町二丁目三番地

岐阜県人材開発センター

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類(合格証書、免許証等の写し)

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本(試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要)

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄にはり付け、納付してください(消印はしないでください。)

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合等いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

〒五〇〇 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

平成二十二年九月六日(月)から同月十五日(水)までです。

郵送の場合は、九月十五日までの消印のあるものに限って受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成二十二年十一月四日(木)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者あてに合格証書を交付して通知します(不合格者には通知しません。)

また、この試験に合格した者には、申請(別途申請手数料が必要)によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成二十二年年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合否発表の日から一か月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階) 電話 五八 二七二 一一一 内線 二二一九

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験申請用紙は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手をはり、あて先を明記した返信用封筒(角形二号)を必ず同封してください。

2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。

3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。

4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課産業人材育成担当(電話 五八 二七二 一一一 内線三二二八)に問い合わせてください。

土地改良事業の施行の適当の決定

